## 平成18年度 第1回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成18年6月9日(金) 午前10時から正午まで

出席委員 小田中直樹会長,槇石多希子委員,木村信一委員,渋谷文枝委員,菅原真枝委員, 鈴木千賀子委員, 田中芳子委員,舟山健一委員,細川美千子委員,星明朗委員,

山元一委員, 若生真佐子委員

欠席委員 安藤ひろみ委員

## 1 開会

**事務局**: ただいまから, 宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして, 環境生活部長よりあいさつがございます。

## 2 あいさつ

三部部長:皆様にはお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。本日は委員改選後初めての審議会でありますが、新しい6人の委員の皆様を加えた13人の皆様に委員をお引き受けいただきありがとうございます。本県の男女共同参画推進条例は平成13年に制定されてから6年目、また、条例に基づき制定された「宮城県男女共同参画基本計画」は4年目となりました。男女共同参画社会づくりへの取組は少しづつ活発化しておりますが、それぞれの分野ではさまざまな問題をかかえており、今年度は平成22年度までの計画期間の中間年にさしかかっているものです。県といたしましても、男女共同参画の視点に立った行政を推進し、宮城県庁をあげた取組みや推進体制が不可欠と考えております。そのために環境生活部だけではなく関係部局への働きかけや県内の市町村とも連携を強化し、また、審議会委員への皆様のご意見もお聞きしながら、より一層の男女共同参画を進めていきたいと考えております。本日は、県の男女共同参画施策や宮城県男女共同参画計画の進行管理に関して皆様のご意見やご助言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

司会:本日の会議の定足数についてご報告申し上げます。委員数13名のうち出席委員12名, 欠席1名で半数以上の出席となっており,宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項に規定する定足数を満たしておりますので,本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして,議事に入りますが,会長及び副会長につきましては,男女共同参画推進条例第19条第4項の規定により,互選によって定めることとなっております。本来であれば,仮議長を選任していただき,議事を進行すべきところですが,会長,副会長の選任まで男女共同参画推進課長が進めさせていただくことにについてご了承願います。

(委員より承認の声あり)

**事務局:** それでは宮城県男女共同参画審議会の会長についてどなたかご推薦などありますでしょうか。

植石委員:小田中委員を会長にご推薦いたします。

(委員より承認の声あり)

**事務局:** それでは小田中委員に審議会の会長をお願いいたします。次に、副会長の選任を行いします。副会長としてどなたかご推薦はどございませんでしょうか。

(槇石委員を推薦する声あり)

**事務局:** 槇石委員を副会長に推薦する声がありましたので、槇石委員に副会長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(委員より承認の声あり)

事務局: ここからは、男女共同参画推進条例第19条第5項の規定により、小田中会長に会議の議長をお願いいたします。小田中会長よろしくお願いします。

**小田中会長**:はからずも会長職をお引き受けすることになりました。よろしくお願いします。 では,本日の議題1として「宮城県の男女共同参画施策について」を事務局よりご説明願います。

事務局:別紙資料1 「県の男女共同参画施策について」に基づき説明。

**小田中会長**: ただいまの事務局の説明につきまして何かございましたらお願いします。前期から委員をなさっている方は、なんとなく分かっていると思いますが、今期からなさっている方は分からないと思います。どんな質問でも結構ですので遠慮なくお話ください。

細川委員:女性人材開発セミナーの平成10年度受講生です。 女性の労働力率が落ち込んでいるということで、30歳代のから意見や不満をたくさん聞いていますが、解消するいいアイデアがあれば教えて欲しいと思います。子育てしながら仕事を持つための保育などについて相談するところがないかとか、考えるきっかけになるのにどこに行っていいのかわからないし、だからアクションもしないという悩みを相談されることがあります。

事務局: 県には男女共同参画の拠点となる施設がないので溜まり場のようなところ提供することはできませんが、仙台市にある施設で情報提供面で連携していきたいと思います。若いお母さん方も含めたそういう若い女性の方が県の施策についても情報が入手できるようにしていきたいと思います。最近うれしいなと思ったのは県の事業ではないのですが、市町村の取組として男女共同参画の事業が増えてきていると思います。

**小田中会長**: ただいま, 市町村の話も出てきたので, 加美町の星委員さんにお話しをお願いします。

星委員: 昨年, 推進課長さんが加美町においでになって職員向けの講演会々を開かせていただき ました。加美町における男女共同参画の態勢は数字的には少し向上はしているのですが,まだま だ足りないし、 いま準備をしているのです。 基本計画については町の中に策定委員会を作ったと ころです。今日審議会に出席してひとつ驚いたところがありました。お茶を出してくれた男性の 職員がいました。男女共同参画と思っていてもなかなか男性がお茶を出すというのはできないも ので、県庁内でもそれをできるのは男女共同参画推進課だけではないでしょうか。猪口大臣が山 形においでになって講演を聴いたのですが、少子化ということとの関連のお話でした。いま市町 村は大変な状況で高齢化,少子化で悩んでいます。本当は考えたくないんですが,このことは女 性の社会進出が影響しているんではないかと思います。ずいぶん遅れているのかもしれない男性 の育児休暇ですとか、この国にとって大事なことですから、子どもを安心して産んで育てられる 社会環境をつくるようにしないと男女共同参画社会は難しいだろうと思います。それは労働条件 を改善することですね。私の町では保育所が3つあったのをひとつにまとめました。老朽化した 保育所があったもんですから、ひとつの保育所にすることでマンパワーに余剰ができて時間外保 育とか延長保育とか未満児保育とかできると思いスタートしたんですが,延長保育は何とかでき るんですが、3歳児未満児保育はなかなか大変でした。お子さん3人に保育士1人がつかなけれ ばならないので、これは財政的にも大変な苦痛であります。県も国も努力をしていかないと、そ ういう社会が到来はしないのではないかと思います。しかしながら朝早くから夜遅くまで施設に 預けられるという状況は、はたして子どもにとって幸せなんだろうか。母親や父親と一緒にいる ことが本当は幸せなんじゃないだろうか,と思います。経済的に豊かになるためにみんなが働く ことによって,子どもが親元を離れる時間が非常に多くなるのではないかという矛盾したことが あります。渋谷委員さんもうち(加美町)の町の出身で委員になっていますが、私もこれからも 勉強して行きたいと思います。

**事務局**:内閣府で昨年出した「少子化の国際比較の報告書」によれば、女性の社会進出がすすんでいる国ほど少子化が進んでいないという分析になっていて、女性の社会進出の制度や働き方もありますが、女性の社会進出が進んだ国ほど子どもが産みやすいという分析がなされています。少子化対策については、現在国の方でまとめているようですが、知事も少子化についてしっかり

やっていかなければならないと言っており、県としてもしっかり取り組んで行きたいと思っております。

**槇石副会長**:必ずしも女性の就業率の高さが少子化につながらないということは、星町長もご存じだと思います。また、男性の生き方、価値観が変わらない限り、男女の生き方も変わりません。少子化というのは問題が非常に深いので、できるところからやっていくというのが今回のところなんですね。支援のサポートシステムのなかで高齢者の方々、中高年の方々の支援が必要なんですね。男性の多くの職業従事者の方々をいかに引き込むかが問題なんですね。そのことによって男性の意識啓発ができるんです。

**小田中会長**:県の方ではポジティブ・アクションという形で企業の方に働きかけをすることで 政策的なことをしております。そういうことを踏まえてご議論いただきたいと思います。

**舟山委員**:この審議会の委員をお引き受けするにあたって、基本計画についてお伺いして多岐に渡って審議していることが分かりました。農業分野の話についてということで委員をお引き受けいたしました。私もずっと農業をやってきたんですが男女差が大きい分野だと思います。いままでの農協の組織のなかでは、事業主が世帯主ということであったのですがだんだん変わりつつあるのかなと感じております。女性がいろんな行事に出てくる機会が増えており、我々も女性の方々に正組合員加入をしていただき、現在女性組合員の割合は22~23%になっておりますので、ひとつの目標に到達したものと思っております。一方総代はどうかと言いますと農協には502名の総代がおりますが、その内21%の106名の総代が女性総代として活躍しています。又、農協の役員を選んでおりますが、農協の役員というのは商工会の役員と違って農協は事業を主体としておりますので、そういった意味で責任が伴います。いま我々も協議しておりますが一定の責任を負うということも含めて、理解している方でないと役員には難しいのではないかと思います。

**渋谷委員**:農村にいるのであまり大きなところは見えませんが、いま直面しているのは子育てのことです。孫ができまして、父親と母親がひとりずつ面倒をみている状態なんです。生まれたばかりですので起きたり寝たりしていまして、子育てが大変で父親は仕事があるし母親はノイローゼのような状態なんです。父親は朝早くから夕方6時頃までは働いて当たり前と考える時代なんでしょうけれども、育児があれば例えば3分の1くらいは早く帰ってもいいというというシステムがあればいいだろうなと思っています。うちの娘の夫は農協に勤めていますけれども、意識の変化がないと難しいと思います。子どもを育てて欲しい、子どもを産んで欲しいというのであれば、もっと踏み込んで考えていかないとならないと思います。

**鈴木委員**:気仙沼市から来ました鈴木です。平成15年の女性人材開発セミナーの修了生です。

女性人材開発セミナーが県内の小牛田町とかでも開催されておりますが、気仙沼市も開催場所として手を挙げております。農協の役員のことが話題になりましたが気仙沼市は漁業の町です。私も気仙沼市の基本計画の策定委員とか条例の委員をやってきましたが、この目標数値などは漁業は農業などよりさらに低いので漁協の役員などはもっと目標値を高くしても良いのではと思います。また、女性の悩みを相談を受け付ける電話とか相談室とかをやっているので県の相談室に寄せられている悩みと同じようなものがきていて、そういった意味では格差がないんだなということを実感しました。

**事務局**: 女性人材開発セミナーについてですが、昨年は仙台市と小牛田町で開催しました。小牛田町で開催をしたのですが最後の意見交換の際に受講生された方から「うちの町でもして欲しい」というお話をいただきました。その後市町村の意向も聞いて、今年は柴田町になりました。昨年度は北の方でしましたので南の方でということでというのもありましたし、もうひとつは町民の方が人材開発セミナーの開催をお願いしに町にいったこともあり、町も非常に意欲的だったということもあります。

**菅原委員:**私は東北学院大学に勤めております。 県の方から審議会委員を引き受けてもらえない かとお話があってお引き受けすることにしたんですが,どういう立場から意見を申し上げようか と考えました。一つには学生相手に教室で教える教えられるということだけではなくて、話す機 会が多いものですから,私自身は二十歳のころに戻ることはできないんですけれど若者支援とい うことがあります。それから二つ目には私自身が30代で仕事をしながら家庭をもっているとい う視点があります。職場では女性の教員が数えるほどで、102人いるうちに女性の教員は11 人です。ほとんど紅一点というくらい女性の研究者が少ないのです。三番目としては専門として いる障害者とか福祉にかかわるものです。私は10年くらいは仙台市に住んでいますが,宮城県 の特別養護老人ホームを対象にして調査をしたりしています。利用者の方の話を聞いたり老人ホ ームで働いている方の話を聞く機会も多いのですが,働いている方々は圧倒的に女性の方が多い です。今日聞いていて疑問に思ったことが二つあります。まずは一つは相談についてですが問題 が解決するまで関わるのかということです。一人の方の相談を継続的に受けるのかどうか。それ がひとつです。私が担当している社会福祉の授業では学生の男女共同参画に関する関心が高く, 特に女子学生の関心が高いのですが、10代、20代のうちからそういう意識を醸成するという は大切だと思います。県としては若い人たちに対する問題意識の醸成をする計画があるのでしょ うか。

**事務局:** ひとつめの相談の件ですが、相談件数が増えるのがいいのかどうかというのはあるのですけれども、相談員を2名配置して対応しております。件数が減ったときに時々ラジオとかで紹介のアナウンスを流しておりますが、そうすると相談が一気に増えます。潜在的に悩みをお持ちの方はまだまだいらっしゃるわけです。相談員の経歴ですが、専門的な資格を持っているわけで

はないんですが、NPOとかで女性の支援に長いことかかわっているとか、ある程度ノウハウを 持っているとか、そういう方々にお願いしております。相談については、基本的には最後の最後 までかかわるということはありません。名前を名乗らない方や連絡先を教えない方などもいらっ しゃいますし、一度相談のあった方にこちらから積極的に電話をかけるということはありません。 受け身で相談を受けていますので相談がこなくなったら終わりということです。また、こちらは 一次相談機関ですので専門機関をご紹介して終了という場合もあります。DVでしたら警察や女 性の相談支援センターがありますし、最近は精神的な悩みを抱えていらっしゃる方もいますが、 その方にはカウンセラーの方とかにはやく相談するようにとご紹介します。労働関係の相談であ れば、労働局の均等室あるいは労働基準監督署をご紹介しますが、そちらで支援という方向にま で進んでいくものと思います。ふたつめについてですが若いうちから男女共同参画意識を持つと いうのは非常に重要であると思っております。若い人がイベントなどに出てくる率が非常に低く て,大体同じような年代の方々が参加されることが多いという問題意識を持っておりました。昨 年度岩沼で開催したフォーラムでは、お子さんたちが参加しやすい分科会、 若い方たちが参加で きる分科会ということで,子育てについて考えてみようという分科会を企画した団体にも参加し てもらったのですが、時期的に夏休みの真っ盛りの7月31日だったこともあり、あまり多くの 方に参加していただけなかったのが残念でした。また、若い方々に参加していただこうというの でイラストまんがコンクールというのをやっております。150~160件の応募がありますが, その大半が小中学生からです。非常に重要なことだと思っておりますし,教育庁の方とも連携し ていきたいと考えております。

**若生委員:**若い方々の教育ということですが、いまの学校での教育はお母さんやお祖母ちゃんの ころとは違っています。例えば男の子を呼ぶときでも、「くん」付けで呼ばずに、「一郎さん」と 呼びます。それから教師が授業中名札でも、昔は男の子は青で女の子は赤と決まっていたのです が、いまは例えば1組が青、2組が赤、3組が黄色というようにして男女分けておりません。名 簿とか並び方にしても,大抵は男の子の名簿が1番から始まって20番から女の子というもので したが、今は男女混じったあいうえお順の名簿が普及しております。応援団長も女の子という時 代です。私も教職に就いて25年くらいになるのですが、教師の意識そのものもまったく違って います。男女共同参画の施策が進むと共に意識の改革も進んできているのではないかと思います。 健康教育,性教育なども以前は男の子と女の子分けてやっていましたが,今は別〃の部屋でする のはプールの前の着替え、健康診断などのときぐらいです。そういう意識を子どもの頃から定着 させたいとしているのですが、お父さんお母さん、お祖父ちゃんお祖母ちゃんの意識が変わらな いと,学校でいくら男女の差別なくと言っても家に帰ると「女の子はそんなことをしちゃダメよ」 とか言われるようなこともあります。いまの子どもたちが大きくなる頃には、そうした面で教育 もしやすくなると思いますが、基本的には学校では男女の「差別」がなく、でも「区別」は大切 にして思いやりを持って集団生活を生きていく、そういう力をつけていきたいと思います。教員 同士の世界では男女の差はありません。同じようにジャージを着て校庭を走りますしプールにも

入ります。男女かかわりなく教育活動をしますので、教員同士はまさに男女共同参画かなと思います。ですが町内会活動などでは全く違っていて会議の後のちょっとした懇親会等で、女性にお手伝いをさせて男性はドーンと座っているということがある。いろんな場面で男女共同参画を考えさせられます。

田中委員: 先ほど星町長さんの話で女性の社会進出が少子化に影響しているのではないかということ聞いて驚いたのですが、その後女性の社会進出に伴う支援策が伴っていないのではないかというご意見だったので安心しました。また、延長保育について子どもにとっても負担になるのではないかとか、町長さんの立場では町の財政負担のお話がありました。確かに延長保育というのが子どもにとっても負担になりますけれども、いまの状況をみると子どもが病気になったときに休むとか、母親が残業するので父親が早く帰って子どもをみるということができれば、延長保育というのも少なくなると思います。働き方の見直しを進めていかなければならないのと同時に男性のなかに自分が早く帰って子どもをみるという意識がないので、男性の意識改革を進めていかなければならないのではないかと思います。それこそ加美町の町長さんに旗をふっていただいて延長保育を減らしていって欲しいと思います。また、仕事と子育てを両立できる職場づくりを進めて、県庁職員も男性の育児休暇を取れるようにしていかなければならないと思います。

木村委員:企業といっても、男女共同参画に関する仕組みが整備されているところ、会社の方針のなかで(育児休業)制度としてあればいいのですが、制度がないところもありますし、また制度があっても男性の育児休業の取得率は非常に少ないと思います。そういう実態がありますが、まず制度を整備することが優先で、実際に育児休業を取得できるようになるのは大変だと思います。

**小田中会長**:議題2の宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について事務局より説明願います。

**事務局**:資料3「宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について」に基づいて説明。

**小田中会長**:いま説明のあった進行管理ですが,夏に関係部局との懇談会が予定されております。「年次報告」は審議会で作成するのではなくて,事務局で作成した原案を次回の審議会で拝見した上で懇談会で議論をしていただくことになります。それが進行管理と外部評価ということになります。今年度の調書を各委員に送っていただいて,それを基に懇談会で意見交換,質疑応答をするということになります。そのうえで審議会でさらに疑問,意見を出していただき修正等があれば修正します。「年次報告」にはそれが盛り込まれる。というのが昨年までのパターンですが,基本的にはそのようなパターンで進行管理を行いたいと思います。以上が今年度の夏にかけての審議会の仕事ですが何か質問がありますでしょうか。

**山元委員:**ひとつだけお聞きします。評価をきちっとするのは大変素晴らしいことですが、(様式に記入する)この評価の区分や評価の取組というのは昨年と同じなんでしょうか。

事務局: 昨年までの(調書の)評価の取組というのが曖昧でした。評価の欄に◎が記入してあっても、なぜこれが◎なのか判り難いということもありました。今回はこの辺が改善できたのではないかと思っております。また審議会の意見を年次報告に盛り込むということで、コメントを書き込むようにしたいと思います。全てを網羅するのではなくて重要なことを書き込む、委員の意見が全てではなく方向性で載せた方が良いものがあれば載せることにした方が、県民にとっても判りやすいのでないかと思います。どういう内容を載せるのか、また載せる載せないということでもご議論があろうかと思います。どういう内容を載せるのか、また載せる載せないということでもご議論があろうかと思います。それは次の審議会で、懇談会の様子なども見てご議論いただければなと思います。

**山元委員**:調書を作成するのはもっと長いスパンで見ていく必要があるのではないでしょうか。 外部評価をしやすいように調書を改善していくことが必要ではないでしょうか。

**小田中会長**: 実施状況調書を事前に委員の皆様にお送りして、読んでいただいたうえで関係部局との懇談会に臨んでいただくことになります。次回の審議会で審議会の意見の出し方について議論いたします。

事務局:以上を持ちまして審議会を終了いたします。